

教育大綱の策定について

1 教育大綱の定義等

- 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたもの（以下「教育大綱」という。）
- 教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌
- 総合教育会議において、地方公共団体の長が教育委員会と協議を行い策定

2 教育大綱の対象期間

- 法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることを鑑み、4年～5年程度を想定

3 教育大綱の記載事項

- 各地方公共団体の判断に委ねられている。
主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実のほか、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる。

4 「教育大綱」と「地方自治体の総合計画」との関係

- 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、当該計画の中の目標や施策の根本となる方針の部分は大綱に位置づけることができる。
- 現行の呉市教育大綱（令和3年度～令和7年度）は、第5次呉市長期総合計画前期基本計画との整合を図るため、当該計画の関連部分を大綱として位置付けている。
- 今回改定する呉市教育大綱においても、第5次呉市長期総合計画後期基本計画の関連部分を、引き続き大綱に位置付けることが適当と考えられる。

5 今後の予定

	1月	2月	3月
第5次長期総合計画 後期基本計画	◎ 総合計画審議会 第5次長期総合計画 後期基本計画(最終案) ◎	行政報告(総務委員会) 第5次長期総合計画 後期基本計画(最終案)	★後期基本計画策定
呉市教育大綱	◎ 第1回 呉市総合教育会議 呉市教育大綱(案)		◎ 第2回 呉市総合教育会議 呉市教育大綱(最終案) ★大綱策定